

## 横浜市立大学大学院再入学に関する規程

制 定 平成 25 年 12 月 1 日 規程第 201 号  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 4 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則（横浜市立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条で準用される横浜市立大学学則をいい、以下「学則」という。）第24条に関して、大学院再入学に係る詳細を定める。

### (再入学志願の対象)

第2条 学長は、学則第22条第1項及び第3項により退学した者で、横浜市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に再度入学を志願する者に対し、所定の手続を経て、選考により再入学を許可することができる。

2 学則第22条第3項により退学となった者で、本学大学院に再入学を志願しようとする者は、退学となった時点で未納となっている学費を納付しなければ志願できない。

### (再入学先)

第3条 再入学を志願しようとする者は、退学する時に在籍していた研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）と同一の研究科等でなければ志願できない。

2 前項にかかわらず、学長は、再入学すべき研究科等が廃止されている場合は、当該研究科等と同等の分野の学位を授与する研究科等に再入学を許可する。

3 前項は、再入学すべき研究科等が募集停止しており、再入学を許可する年次に在学する者がいない場合又は当該研究科等の全在学生が修業年限を超過している場合に準用する。

### (再入学の選考)

第4条 再入学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願（様式1－1）
- (2) 再入学理由書（様式1－2）
- (3) 履歴書（様式2）
- (4) 写真

2 学長は、前項の申し出があった場合は、再入学すべき研究科等の教授会に可否及び必要とする学力その他条件について諮るものとする。

### (再入学の期日等)

第5条 再入学ができる期日は学則第13条に定める学年の始まりの日とする。

2 再入学を志願する者は、再入学しようとする日の前年度の1月末日までに前条による提出書類等を提出しなければならない。

3 再入学を許可された者は、入学日の前年度末までに入学の手続を完了していなければならない。

(再入学者の修業年限、在学年限及び休学期間)

第6条 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科看護学専攻の博士前期課程並びに医学研究科修士課程における再入学者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を許可された者の修業年限は2年とする。
- (2) 2年次に再入学を許可された者の修業年限は1年とする。

2 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科及び医学研究科看護学専攻の博士後期課程における再入学者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を許可された者の修業年限は3年とする。
- (2) 2年次に再入学を許可された者の修業年限は2年とする。
- (3) 3年次に再入学を許可された者の修業年限は1年とする。

3 医学研究科博士課程における再入学者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次に再入学を許可された者の修業年限は4年とする。
- (2) 2年次に再入学を許可された者の修業年限は3年とする。
- (3) 3年次に再入学を許可された者の修業年限は2年とする。
- (4) 4年次に再入学を許可された者の修業年限は1年とする。

4 再入学した者の在学期間（休学期間を除く。）は、大学院学則第7条第2項に定める在学期間の上限から、退学前に在籍した年数（休学期間を除き、1年に満たない期間があるときはその期間を1年とみなす。）を差引いた期間を超えることができない。

5 再入学者の休学期間は、再入学時の修業年限と同期間を上限とする。

(再入学者の学費等)

第7条 再入学者の入学料は、再入学を許可された年度に入学する新入学生の入学料と同額とする。

2 再入学した者の授業料は、再入学を許可された学年の在学生と同額とする。  
3 再入学した者は、その他の学費等については定められた額を納付しなければならない。

(その他)

第8条 その他必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

#### 附 則（令和6年規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。